

高知県過疎地域持続的発展方針

(令和3年度～令和7年度)

令和4年8月

高 知 県

目 次

はじめに

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題	2
2 過疎地域の持続的発展の基本的な方向	8
3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	10

II 実施すべき施策

1 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

○移住・定住、地域間交流の促進、人材育成の方針	11
○具体的な取り組み	
(1) 移住・定住の促進	
(2) 地域間交流の促進	
(3) 産業、地域の担い手となる人材の育成・確保	

2 産業の振興

○産業振興の方針	13
----------	----

<農業の振興>

◆農業振興の方針	13
◆具体的な取り組み	
(1) 生産力の向上と高付加価値化による産地の強化	
(2) 6次産業化の推進	
(3) 集落営農等の推進	
(4) スマート農業の普及推進	
(5) 流通・販売の支援強化	
(6) 多様な担い手の育成・確保	
(7) 農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保	

<林業の振興>

◆林業振興の方針	16
◆具体的な取り組み	
(1) 原木生産の拡大	
(2) 木材産業のイノベーション	
(3) 木材利用の拡大	
(4) 担い手の育成・確保	
(5) 森のものの活用	
(6) 健全な森づくり	

<水産業の振興>

◆水産業振興の方針	18
◆具体的な取り組み	

(1) 漁業生産の構造改革	
(2) 市場対応力のある産地加工体制の構築	
(3) 流通・販売の強化	
(4) 担い手の育成・確保	
<商工業の振興>	
◆商工業振興の方針	20
◆具体的な取り組み	
(1) 中小企業・小規模企業の振興	
(2) 絶え間ないものづくりへの挑戦	
(3) 外商の加速化と海外展開の促進	
(4) 商業サービスの活性化	
(5) デジタル技術の活用による生産性の向上と事業構造の変革の促進	
(6) 事業承継・人材確保の推進	
(7) 危機管理体制の充実	
<観光の振興>	
◆観光振興の方針	22
◆具体的な取り組み	
(1) 戰略的な観光地域づくり	
(2) 効果的なセールス＆プロモーション	
(3) おもてなしの推進	
(4) 国際観光の推進	
(5) 事業体の強化と観光人材の育成	
<分野を超えて連携した取り組み>	
◆地産地消・地産外商戦略の方針	24
◆具体的な取り組み	
(1) 外商の拡大につなげる商品づくりの推進	
(2) 外商活動の全国展開の拡大・強化	
(3) 海外ネットワークを活用した輸出の加速化	
(4) 食品産業を支える産業人材の育成	
(5) 事業者の成長を促す事業戦略・輸出戦略の策定	
◆起業促進の方針	26
◆具体的な取り組み	
(1) 起業・新事業展開に向けた総合的なサポート	
◆デジタル技術の活用（情報通信産業）の方針	27
◆具体的な取り組み	
(1) デジタル技術と地場産業の融合によるイノベーションの創出・課題解決の促進	
(2) 産業集積の加速化	
(3) デジタル技術活用による生産性向上の促進、行政サービスのデジタル化の推進	
3 地域における情報化	
○地域における情報化の方針	28

○具体的な取り組み	
(1) デジタルインフラの整備	
(2) デジタル技術を活用した地域の課題解決と地場産業の高度化	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	
○交通施設の整備、交通手段の確保の方針	30
○具体的な取り組み	
(1) 国道、県道及び市町村道の整備等	
(2) 農道、林道の整備	
(3) 公共交通の維持・確保	
5 生活環境の整備	
○生活環境整備の方針	32
○具体的な取り組み	
(1) 簡易水道、小規模飲料水供給施設、汚水処理施設等の整備	
(2) 消防防災の整備	
(3) 森林などの公益的機能を維持するための保全活動	
(4) 安全・安心な居住環境の確保	
(5) 将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくり	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
○子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	35
○具体的な取り組み	
(1) 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進	
(2) 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化	
(3) 子どもたちを守り育てる環境づくり	
7 医療の確保	
○医療確保の方針	38
○具体的な取り組み	
(1) 地域医療構想の推進	
(2) 救急医療の確保・充実	
(3) へき地医療の確保	
8 教育の振興	
○教育振興の方針	40
○具体的な取り組み	
(1) チーム学校の推進	
(2) 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実	
(3) デジタル社会に向けた教育の推進	
(4) 地域との連携・協働	

- (5) 就学前教育の充実
 - (6) 生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保
 - (7) 不登校への総合的な対応
 - (8) 学校における働き方改革の推進

9 集落の整備

10 地域文化の振興等

- 地域文化振興等の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
 - 具体的な取り組み
 - (1) 地域文化活動を支える人材育成及び地域文化の情報収集・発信
 - (2) 地域文化の振興等に係る施設の整備等
 - (3) 文化施設、文化財等を活用した取り組みの推進

11 再生可能エネルギーの利用の推進

- 再生可能エネルギーの利用の推進の方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
 - 具体的な取り組み
 - (1) CO₂の削減に向けた取り組み
 - (2) グリーン化関連産業の育成
 - (3) SDGsを意識した取り組みの促進

はじめに

1 策定の趣旨

国では、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」の制定以来、これまで4次にわたり、過疎対策への特別措置が講じられてきました。過疎地域の可能性を高める昨今の社会経済情勢の変化を捉えて、「過疎地域の持続的な発展」という新たな理念のもと、令和3年4月、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下、「過疎対策法」という。）」が施行されました。

本県では、こうした国の考え方を踏まえて、産業の振興をはじめ、交通、生活、福祉等の環境整備や地域医療の確保など、過疎地域の条件不利の克服に向けた取り組みを引き続き推進します。さらに、過疎地域への移住促進や交流人口の拡大、情報通信技術を利用した生活環境の向上や産業の創出、SDGs（持続可能な開発目標）の理念を生かした取り組みの推進など、過疎地域を取り巻く新たな動きにも迅速に対応することにより、将来にわたり持続できる地域社会の形成や、それぞれの過疎地域が持つ個性や強み、地域資源を生かした地域活力の向上の実現を目指します。

今回の過疎対策法では、都道府県が過疎対策へ関与することが責務となり、広域にわたる施策の展開ほか、市町村相互の連絡調整や過疎地域への人的及び技術的な援助に努めることが明記されました。

県としても、過疎市町村が非過疎地域になることを目指して、それぞれの過疎市町村の計画に基づく取り組みが実効かつ効果的に推進できるよう、支援体制の強化や支援策の充実、拡大に努めるとともに、過疎計画の目標や進捗、達成状況などに留意するなど、これまで以上に過疎市町村を後押ししていきます。

過疎地域が県土の約80%を占める本県にとって、過疎地域の振興なくして、真の発展はありません。今後、県としても、過疎地域の持続的な発展の実現に向けて、住民の皆さまが地域の将来に「希望」を抱きながら、「誇り」と「愛着」を持って暮らし続けることができるよう、国、県、市町村が一体となって、実効ある施策を総合的、計画的に進めていきます。

この「高知県過疎地域持続的発展方針」（以下「持続的発展方針」という）は、「高知県過疎地域持続的発展計画」や「過疎地域持続的発展市町村計画」の策定のための指針として位置づけます。

2 方針期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日（5年間）

3 対象地域

「持続的発展方針」の対象地域は、過疎対策法による対象地域（29市町村：9市、16町、4村。うち、過疎地域とみなされる区域を有する市町：3市）とします。

高知県過疎地域持続的発展方針

I 基本的な事項

1 過疎地域の現状と課題

(1) 過疎地域の現状

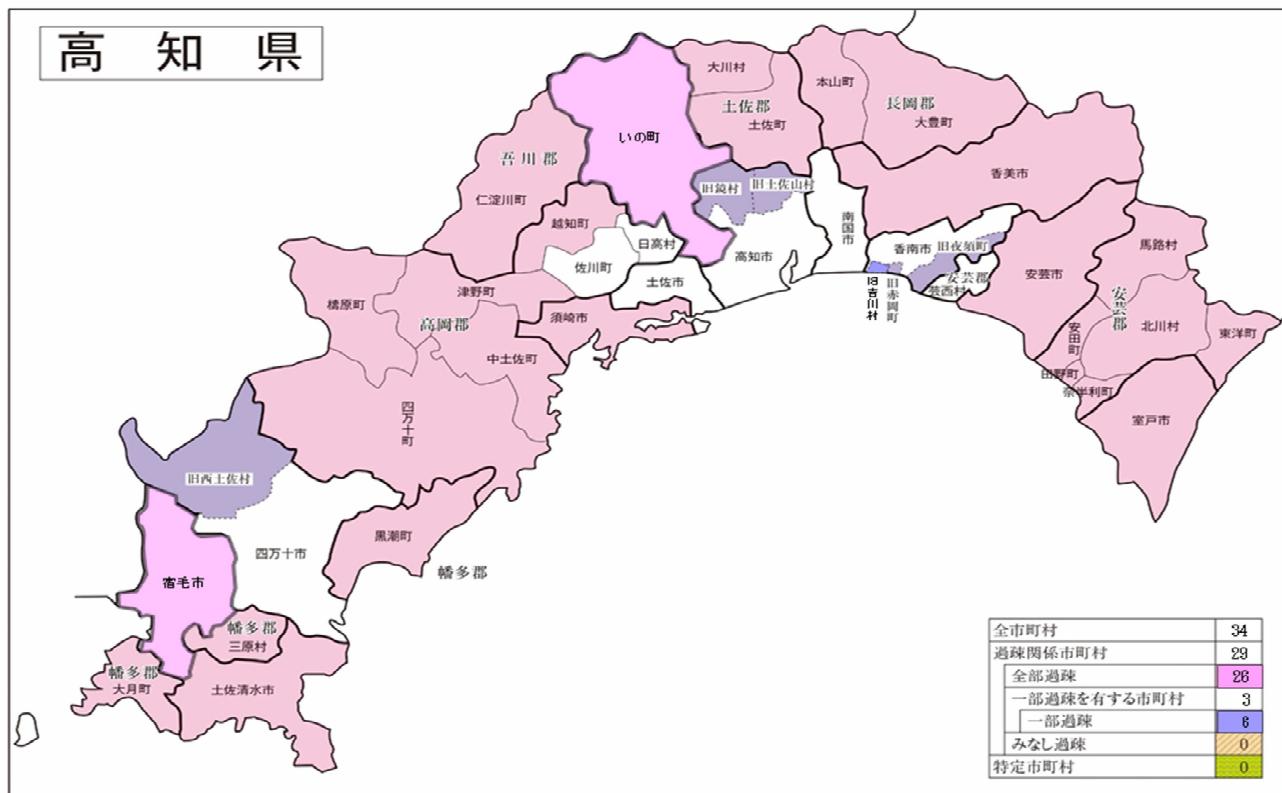
ア 概況

(ア) 今回の過疎対策法は、「過疎地域自立促進特別措置法」から、地域要件が変更となりましたが、過疎対策法施行当初は、高知県内の過疎市町村（過疎対策法第2条第1項）及び過疎地域とみなされる区域を有する市町村（同法第3条第1項）の増減、変更等はありませんでした。その後、令和2年度の国勢調査の結果を基に過疎地域の追加公示がなされ、1市が新たに全域過疎地域となりました。また、1町が一部過疎地域から全域過疎地域となり、1市が一部過疎地域の継続ではありますが、旧市町村単位の地域が新たに追加されました。

(イ) 過疎対策法に基づく過疎地域は、下記の地図に記載のとおり、県内34市町村のうち、南国市、土佐市、芸西村、佐川町、日高村を除く29市町村（9市、16町、4村。）うち過疎地域とみなされる区域を有する市町は、3市（高知市、香南市、四万十市）となっており、一部過疎の地域としては、高知市は旧鏡村、旧土佐山村、香南市は旧夜須町、旧赤岡町、旧吉川村、四万十市は旧西土佐村で、6つの地域になっています。

(ウ) 令和2年10月1日現在の過疎地域の全県に占める割合は、面積で85.1%、人口で31.6%となっています。

高知県過疎地城市町村図



過疎地域の市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)	過疎地域の市町村名	面積 (km ²)	人口 (人)
高知市(旧鏡村、旧土佐山村の区域)	119.28	1,954	大豊町	315.06	3,252
室戸市	248.22	11,742	土佐町	212.13	3,753
安芸市	317.21	16,243	大川村	95.27	366
須崎市	135.34	20,590	いの町	470.97	21,374
宿毛市	286.20	19,033	仁淀川町	333.00	4,827
土佐清水市	266.34	12,388	中土佐町	193.21	6,002
四万十市(旧西土佐村の区域)	248.00	2,461	越知町	111.95	5,187
香南市(旧赤岡町、旧夜須町、旧吉川村の区域)	44.93	7,291	檍原町	236.45	3,307
香美市	537.86	26,513	津野町	197.85	5,291
東洋町	74.02	2,194	四万十町	642.28	15,607
奈半利町	28.37	3,034	大月町	102.94	4,434
田野町	6.53	2,498	三原村	85.37	1,437
安田町	52.36	2,370	黒潮町	188.46	10,262
北川村	196.73	1,146	過疎 計	6,046.03	218,562
馬路村	165.48	745	非過疎 計	1,057.60	472,965
本山町	134.22	3,261	県 計	7,103.63	691,527

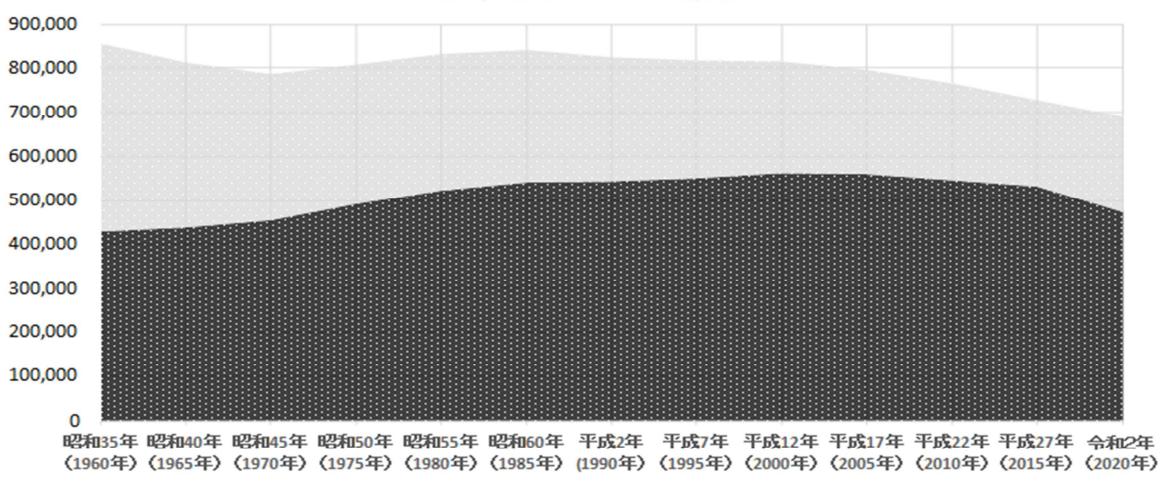
(総務省統計局「令和2年国勢調査」)

イ 人口の動向

- (ア) 過疎地域の人口は、昭和35年の424,613人をピークに平成27年まで減少が続いていましたが、令和2年は、新たに過疎地域が追加されたことにより、増加となり、218,562人となりました。
- (イ) 県内においては高知市への一極集中の状態が続いており、また、過疎地域の市町村においても、役場など町の機能が集積している地域への集中が見られ、周辺の地域ほど人口の減少や高齢化が著しくなっています。
- (ウ) 令和2年の過疎地域の高齢者比率は、35.0%となっており、一方、若年者比率は、11.5%という状況になっています。

(人)

過疎地域人口の推移



	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
非過疎地域	429,982	438,696	454,897	493,241	522,231	541,102	543,964	551,126	561,966	559,818	546,632	531,192	472,965
過疎地域	424,613	372,979	331,985	315,156	309,044	298,682	281,070	265,578	251,983	236,474	217,824	197,084	218,562
全 県	854,595	811,675	786,882	808,397	831,275	839,784	825,034	816,704	813,949	796,292	764,456	728,276	691,527

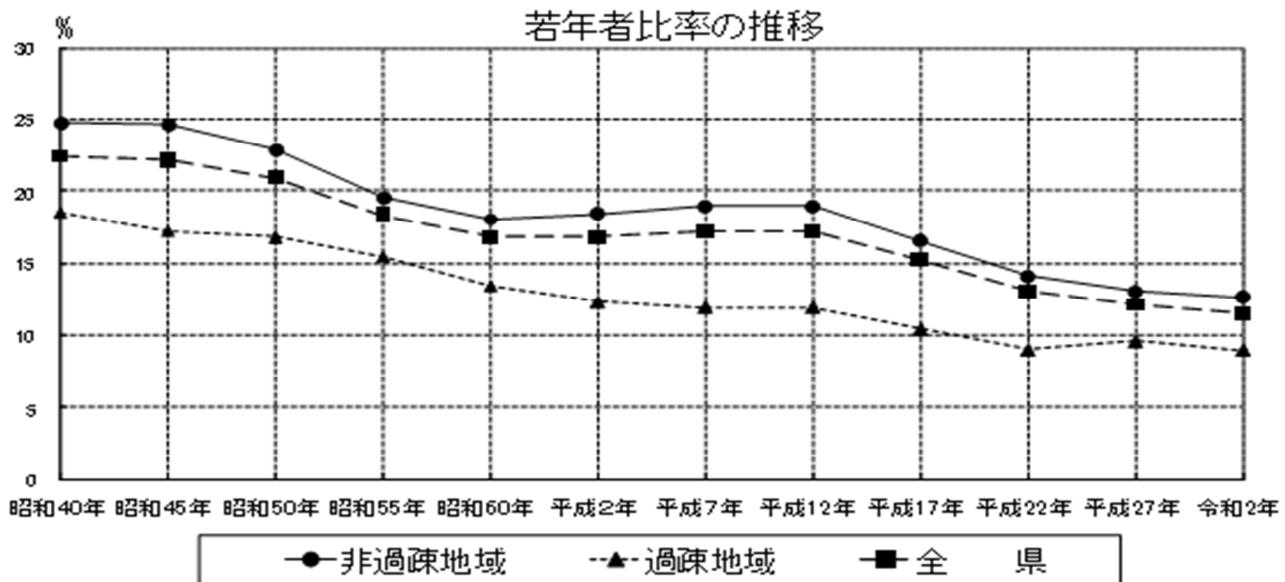
(単位：人)

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の人口は令和 4 年時点の過疎地域エリア区分で計上。(国勢調査)

県内過疎地域の市町村人口減少率 (単位：%)

区分	高 い		低 い	
	R2/S 40	R2/S 55	R2/S 40	R2/S 55
1	大川村 88.6	大豊町 65.4	いの町 28.3	香美市 21.7
2	大豊町 79.4	大川村 59.6	宿毛市 29.5	いの町 26.4
3	馬路村 73.1	仁淀川町 58.6	香美市 32.4	宿毛市 27.0
4	仁淀川町 71.8	馬路村 57.2	須崎市 35.7	三原村 34.5
5	北川村 66.9	東洋町 55.6	安芸市 39.0	安芸市 35.1

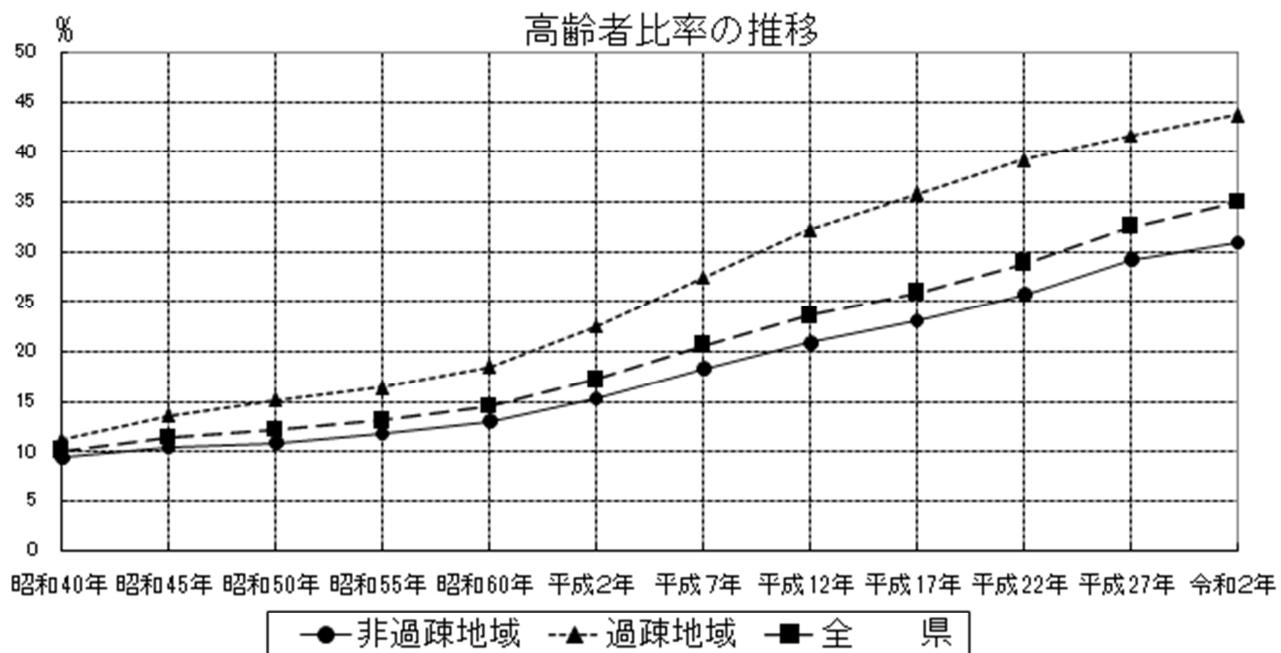
※令和 2 年 10 月 1 日現在の人口を基に令和 4 年 4 月 1 日時点の過疎地域エリア区分で算出 (国勢調査)



(単位：%)

	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
非過疎地域	24.7	24.6	22.8	19.5	18.0	18.4	18.9	18.9	16.5	14.1	13.0	12.6
過疎地域	18.5	17.2	16.8	15.4	13.4	12.3	11.9	11.9	10.4	9.0	9.6	8.9
全 県	22.4	22.1	20.9	18.3	16.8	16.8	17.2	17.2	15.2	13.0	12.1	11.5

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の数値は令和 4 年時点の過疎地域エリア区分で算出 (国勢調査)



(単位 : %)

	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
非過疎地域	9.4	10.4	10.9	11.8	13	15.3	18.3	20.9	23.1	25.7	29.2	30.9
過疎地域	11.2	13.6	15.2	16.4	18.5	22.5	27.4	32.2	35.8	39.2	41.6	43.7
全 県	10.1	11.4	12.2	13.1	14.5	17.2	20.6	23.6	25.9	28.8	32.5	35.0

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の数値は令和4年時点の過疎地域エリア区分で算出 (国勢調査)

過疎地域の高齢者比率上位%

1	大豊町 58.64
2	仁淀川町 55.62
3	室戸市 51.44
4	東洋町 50.87
5	土佐清水市 50.52

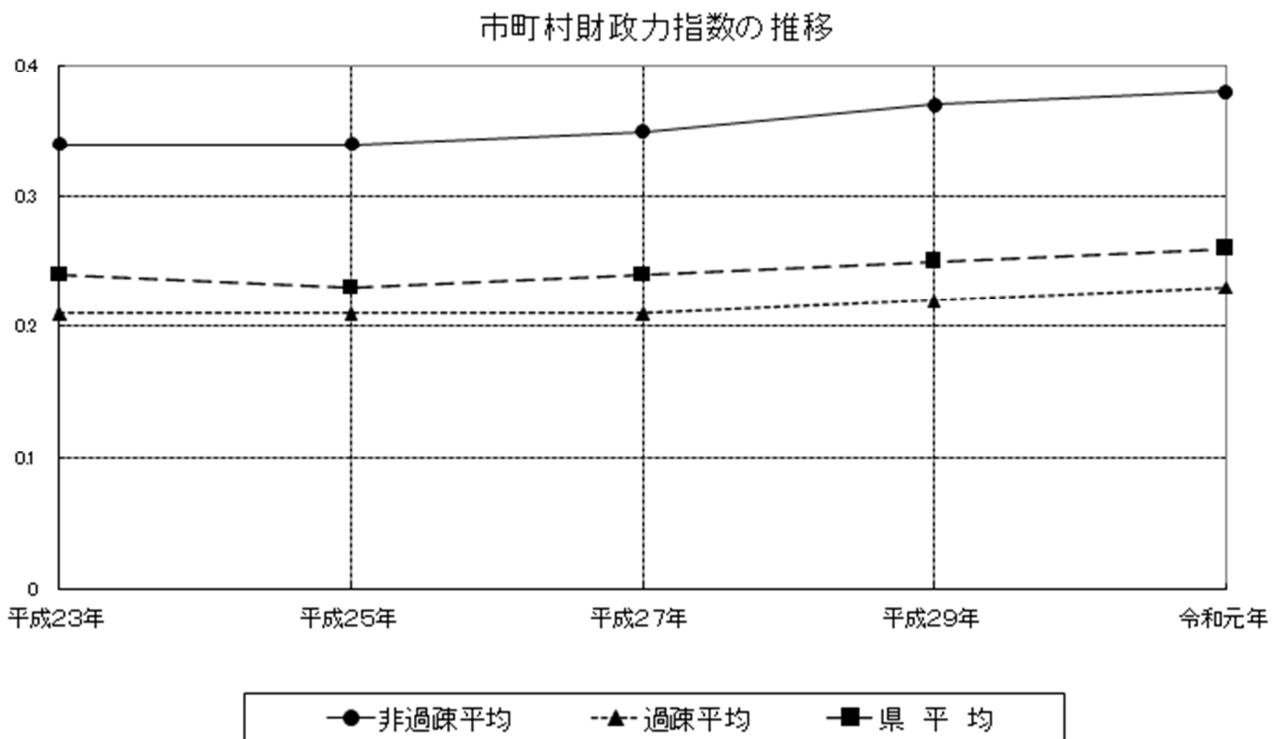
過疎地域の若年者比率下位%

1	大豊町 4.43
2	室戸市 5.41
3	仁淀川町 5.59
4	土佐清水市 6.11
5	中土佐町 6.73

※令和2年10月1日現在の人口を基に令和4年4月1日時点の過疎地域エリア区分で算出 (国勢調査)

ウ 財政状況

過疎地域の財政力指数の平均は、非過疎地域に比べて低い水準にあります。



	平成 23 年	平成 25 年	平成 27 年	平成 29 年	令和元年
非過疎平均	0.34	0.34	0.35	0.37	0.38
過疎平均	0.21	0.21	0.21	0.22	0.23
県 平 均	0.24	0.23	0.24	0.25	0.26

※暦年のデータを比較するため、過疎地域の数値は令和3年時点の過疎地域エリア区分で算出。

エ 公共施設の状況

〔道路整備〕

- (ア) 過疎地域の国道、県道の改良状況は、非過疎地域と比べ、改良率で国道については 6.7 ポイント、県道については 18.8 ポイントの格差があります。
- (イ) 過疎地域の市町村道の整備は、改良状況、舗装状況とも改善されつつありますが、非過疎地域との格差は依然としてあります。

〔上下水道〕

- (ア) 過疎地域の上水道の普及率は、非過疎地域に近づいてきましたが、まだ格差があります。
- (イ) 過疎地域の下水道整備進捗率は、非過疎地域に近づいてきましたが、まだ格差があります。

国道、県道、市町村道の整備状況

		実延長km	現況	
			改良済km	改良率%
国 道	非過疎地域	124.2	112.2	90.3
	過疎地域	525.0	438.8	83.6
県 道	非過疎地域	746.1	511.8	68.6
	過疎地域	1364.8	679.9	49.8
市町村道	非過疎地域	4060.6	2203.5	54.3
	過疎地域	6980.8	2920.1	41.8

(高知県の道路状況：令和2年4月1日現在)

市町村道整備の推移

(単位：%)

	平成23年		平成26年		平成29年		令和2年	
	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率	改良率	舗装率
非過疎平均	50.0	87.9	52.9	90.4	53.3	90.5	54.3	90.8
過疎平均	38.3	78.3	39.2	79.2	40.0	80.0	41.8	80.9
県平均	42.6	81.9	44.2	83.3	44.9	83.9	46.4	84.6

(高知県の道路状況：令和2年4月1日現在)

水道普及状況

		平成10年	平成15年	平成20年	平成25年	平成30年
施設数	非過疎地域	134	129	94	78	80
	過疎地域	388	397	371	383	292
	全 県	522	526	465	461	372
給水人口 (千人)	非過疎地域	566	574	546	510	492
	過疎地域	174	169	177	192	173
	全 県	740	743	723	702	665
普及率 (%)	非過疎地域	92.2	92.6	93.9	94.7	95.3
	過疎地域	89.2	90.4	90.6	91.0	94.2
	全 県	91.1	92.1	93.1	93.7	95.0

(高知県の水道)

オ 過疎対策事業の成果

(ア) 過疎対策事業の成果

本県では、昭和45年、昭和55年、平成2年、平成12年の4次にわたる過疎立法に基づき、総合的かつ計画的な過疎対策事業が実施された結果、産業振興をはじめ、交通、生活環境や情報通信環境の整備、地域医療の確保、教育の機会の提供など幅広い分野で過疎地域の振興に大きく貢献してきました。

また、過疎対策事業債のソフト事業への適用拡大により、地域の将来を担う人材の育成、確保のほか、地域医療の仕組みづくりや、住民に身近な生活交通の維持、地域主体による集落の維持、活性化など、住民の安全、安心な暮らしを実現するための取り組みの進展にも寄与し、過疎地域の課題解決や活性化につなげることができました。

(イ) 過疎地域の課題

長年にわたる総合的な過疎対策によって、産業振興やインフラ施設の整備など、一定の成

果が見られるものの、依然として過疎地域における人口減少率や高齢化率、若年者比率といった指標は、全国平均に比べ低位にあり、大変、厳しい状況が続いています。

特に、過疎地域の人口減少は、我が国の総人口が平成 20 年をピークに人口減少の局面を迎えており、首都圏への一極集中傾向にあることとも相まって、予想を上回るスピードで進行しています。今後、人口減少傾向がさらに加速化することも予想されることから、いかにして過疎地域に新たな人の流れを呼び込むとともに、持続可能な地域社会を形成し、住民の安全、安心を確保していくかが大きな課題となっています。

また、こうした著しい人口減少や高齢化の進行に伴い、産業の後継者不足や地域経済の縮小、医療供給体制の縮小、学校の小規模化や統合、農地、森林、住まい等の荒廃、集落機能の低下などの課題も顕在化しています。

さらに、製造品出荷額などの経済指標をはじめ、道路や情報通信等の生活インフラの整備水準などについても、依然として全国との大きな格差が存在するほか、飲料水や生活用品の確保のほか、地域の公共交通の維持、地域づくりの人材確保、集落の維持、活性化など、引き続き取り組むべき課題も山積しています。

過疎地域を取り巻く厳しい見通しの一方で、若い世代を中心に都市部から過疎地域等に移住をしようとする「田園回帰」の動きや、スマート農林水産業や遠隔地医療などの革新的な情報通信技術の進展、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした過疎地域の再評価など、過疎地域が有する可能性を広げる新たな潮流が生じています。

こうした過疎地域を取り巻く社会経済情勢の変化を捉えて、迅速かつ的確な対応策を講じていくことが、過疎地域からの脱却するための「鍵」となっています。

2 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

(1) 過疎対策の基本理念

過疎地域は、食料、水、エネルギーの供給をはじめ、自然災害の防止、多様な生態系の持つ自然環境の保全などの役割を果たすとともに、地域固有の文化・芸能、美しい景観、癒やしや安らぎのあるライフスタイルの提供など、国民の豊かさと多様性を支えています。

また、SDGs（持続可能な開発目標）の実現のモデルになる可能性を有するとともに、過疎地域等へ移住しようとする「田園回帰」の志向や、情報通信における革新的な技術の進展、さらには感染症拡大を契機とした都市部からの地方への分散の流れの加速化などによって、過疎地域の果たす役割はますます大きくなっています。

このため、新らたな過疎対策法における過疎対策では、このような社会経済情勢の変化を鑑みて、これまでの過疎地域の条件不利の克服に向けた対策を継続しつつも、過疎地域の「持続的な発展」を理念とし、将来にわたり持続できる地域社会の形成や、それぞれの過疎地域が持つ個性や強み、地域資源を生かした地域活力の向上の実現を目指します。

(2) 過疎対策の取り組みの考え方

本県の過疎地域をはじめとする中山間地域の対策については、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる地域の実現に向け、市町村や地域等と連携・協働しながら、『産業をつくる』と『生活を守る』の 2 つを政策の基本として、全庁を挙げて実効ある施策を推進しています。

『産業をつくる』では、本県の経済を根本から元氣にするためのトータルプランである「高

「知県産業振興計画」を平成20年に策定し、「地産外商」を戦略の柱に、経済の活性化に向けた取り組みを平成21年度からスタートしました。特に、「過疎地域の振興なくして県勢浮揚はなしえない」といった考えのもと、農業や林業などの基幹産業の振興はもとより、自然や食材といった地域資源など過疎地域の強みを生かした産業づくりを積極的に展開しています。

また、『生活を守る』については、過疎地域の集落の維持・発展に向け、「集落活動センター（地域の支え合いや活性化の拠点）」や「あつたかふれあいセンター（小規模で多機能な高知型福祉の支援拠点）」など、地域活動の拠点づくりを進めるとともに、生活用水や生活用品の確保や、鳥獣被害対策などの生活環境の整備にも取り組んでいます。

併せて、こうした取り組みを下支えするために、公共交通の維持・活性化や利用促進などの取り組みを通じて持続可能な公共交通ネットワークの形成を図るとともに、産業の後継者対策や地域活動の担い手確保など、未来を担う人材の育成、確保に向けて取り組んでいます。

（3）過疎対策の取り組みの内容

今回策定する「高知県過疎地域持続的発展方針」では、こうした県の基本政策のもと、①移住・定住・地域間交流の促進、人材育成、②産業の振興、③地域における情報化、④交通施設の整備、交通手段の確保、⑤生活環境の整備、⑥子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、⑦医療の確保、⑧教育の振興、⑨集落の整備、⑩地域文化の振興等、⑪再生可能エネルギーの利用の推進、の11の項目を柱にして過疎対策を進めていきます。

また、こうしたそれぞれの施策を進めるに当たっては、本県が掲げる「5つの基本政策」と「5つの基本政策に横断的に関わる3つの政策」を十分、踏まえながら、本県の地方創生の指針となる「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも連動させ、施策の横展開を図ることにより、効果的に対策を進めていきます。

併せて、あらゆる分野でのデジタル技術の活用促進や、2050年のカーボンニュートラルの実現などを意識することにより、さらに施策を進化させていきます。

「5つの基本政策」

- ・ 経済の活性化
- ・ 日本一の健康長寿県づくり
- ・ 教育の充実と子育て支援
- ・ 南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化
- ・ インフラの充実と有効活用

「5つの基本政策に横断的に関わる3つの政策」

- ・ 中山間対策の充実・強化
- ・ 少子化対策の充実・強化と女性の活躍の場の拡大
- ・ 文化芸術とスポーツの振興

過疎地域が県内面積の約8割を占める本県にとっては、過疎地域の持続的な発展は県全体の根幹に関わる取り組みです。このため、県では「持続的発展方針」と県の各種計画やビジョンなどとの整合性を図りつつ、過疎市町村や関係機関等との連携を密にして、過疎地域の過疎地域の実情や新たな動きに対応することにより、持続的な発展に向けた取り組みを推進していきます。

3 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

交通網や情報通信等のネットワーク等の整備により、住民レベルの日常生活圏は、市町村の区域を越えて拡大・多様化しており、過疎対策の実施にあたっては、より広域的で、俯瞰的な視点が求められています。

このため、過疎地域持続的発展方針の策定や実行にあたっては、県全域で推進している前述の「高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略」や「高知県産業振興計画」などの振興計画はもとより、「日本一の健康長寿県構想」や「教育基本計画」など、各分野の諸計画の内容と整合性を保つよう、十分に調整を図り進めています。

Ⅱ 実施すべき施策

1 移住・定住、地域間交流の促進、人材育成

○移住・定住、地域間交流の促進、人材育成の方針

産業振興や地域の活性化など、県の様々な施策と連動させながら、地域間交流や移住・定住を促進し、各分野の担い手を育成・確保することで、過疎地域の発展と経済の活性化を目指します。

○具体的な取り組み

- (1) 移住・定住の促進
- (2) 地域間交流の促進
- (3) 産業、地域の担い手となる人材の育成・確保

取り組み内容

(1) 移住・定住の促進

- ア 交流人口・関係人口からの移住への誘導率を高めます。また、都市部の人材との接点を拡大するため、ポータルサイトの情報発信力を強化するとともに、相談機会の増加と相談者の現地訪問の促進を図り、移住への関心の度合いを高めます。
- イ 顕在化された移住関心層の熟度やニーズに応じた戦略的なアプローチを行い、マッチング率を高めます。
- ウ 都市部の人材が求める「仕事」や「住まい」などを掘り起こし、受入体制を整えるとともに、各産業分野の担い手確保策と連携し、「移住×人材確保」の取り組みを進めます。また、移住者に地域に定着し、活躍してもらうためのサポートの充実を図ります。

(2) 地域間交流の促進

- ア 地域の強みを生かした「外貨を稼ぐ」観光地域づくりを一層推進するため、過疎地域にある「自然」「歴史」「食」の観光資源を生かした多様な周遊の仕組みづくりや、滞在型観光地域づくりに取り組みます。
- イ それぞれの地域の特色を持った、歴史や風土、自然環境など様々な地域資源に文化の視点から新たな光をあてて価値を高めるとともに、積極的な情報発信などにより、個性ある地域文化の振興を図ります。
- ウ 豊かな自然や文化等を生かした地域独自の魅力や個性ある取り組み等について積極的な情報発信を行い、都市部との交流を促進するなど、情報化による地域の活性化を図ります。
- エ 間伐体験や森の散策など、森林資源を活用し、森林・林業体験や森林セラピーなどエコツーリズムの推進により、都市との交流人口を拡大します。
- オ テレワークやウェブ会議、ＩＣＴを活用した特産品の販売など、本県が抱える地理的なハ

ンディキヤップを克服した就業や起業につながる取り組みを進め、雇用の創出と産業の振興を図ります。

カ 地域外の人々と交流を促進するため、「集落活動センター」（地域の支え合いや活性化の拠点）と「あつたかふれあいセンター」（小規模で多機能な地域福祉の支援拠点）等の拠点づくりを進めます。

キ 中山間地域で将来にわたり暮らし続けることができる生活環境の整備や、公共交通ネットワークの形成などを促進するとともに、都市との連携を図ります。

（3）産業、地域の担い手となる人材の育成・確保

ア 産業の担い手確保

（ア）本県産業を担う人材の育成

- ・研修やセミナーの開催や専門人材の派遣等を通じて、県内各地で人材育成の機会を増やします。
- ・第一次産業の後継者をはじめ、様々な産業分野における人材育成・確保の取り組みを強化します。

（イ）担い手の確保策の抜本強化

- ・各分野で進める事業戦略の策定・実行支援と国が設置する「高知県働き方改革推進支援センター」が行う支援を融合させ、生産性向上による経営基盤強化の取り組みと連動した企業の働き方改革を支援します。
- ・「高知県移住促進・人材確保センター」を中心としたオール高知体制による移住促進策の強化します。また、女性や若者の確保に向けた施策の充実や、各産業分野の担い手や中核人材の確保に取り組みます。
- ・県内事業者の円滑な事業承継を支援するとともに、外国人材の確保に向けた取り組みを推進します。

イ 地域の担い手確保

（ア）地域の観光事業者の旅行商品の開発、販売に対する支援を通じて、観光人材の育成を図ります。

（イ）地域の文化活動を支える人材育成及び地域文化の情報収集・発信し、地域に残された貴重な伝統文化や芸能、生活文化等の保存、継承に努めるとともに、新たな地域文化の創造や発展に向けて、地域の特性を生かした文化活動を支える人材の育成を推進します。

（ウ）地域づくりの担い手となる人材の育成・確保

- ・地域づくりの担い手となる次世代のリーダーやマネジメント人材を育成するとともに、それぞれの住民が主体的に参画する体制づくりを進めることにより、地域ぐるみの活動が継続できるよう支援します。
- ・過疎地域が抱える課題に向き合うことの意義や、地域資源を活用したなりわいづくり等の魅力を発信し、地域おこし協力隊などの外部人材を呼び込むとともに、活動中のサポート体制を拡充するなど、地域への定住率を高め、地域活動の担い手確保を支援します。
- ・県職員を「地域支援企画員」として、地域に配置し、市町村と連携することによって、地域活性化の戦略づくりや地域が主体となる活動を支援します。

2 産業の振興

○産業振興の方針

本県の経済を根本から元氣にするためのトータルプランである「高知県産業振興計画」の取り組みを通じて、『地産外商が進み、地域地域で若者が誇りと志を持って働く高知県』の実現を目指し、各産業分野の取り組みを推進することにより、過疎地域の活性化につなげます。

<農業の振興>

農業振興の方針

過疎地域の農業を取り巻く情勢は、高齢化の進行等による農家戸数の減少や生産資材の高騰、産地間競争の激化など、厳しいものがあります。

こうした状況に対応するため、過疎地域の高品質・高収量な農作物の生産に向けた取り組みや流通・販売の強化により農業者所得を向上させるとともに、農業の魅力を高め、地域の担い手を確保・育成することで、さらに生産拡大につながる好循環の実現を目指します。

また、農業の維持、活性化に向けて、地域で支える仕組みづくりなどに取り組みます。

◆具体的な取り組み

- (1) 生産力の向上と高付加価値化による産地の強化
- (2) 6次産業化の推進
- (3) 集落営農等の推進
- (4) スマート農業の普及推進
- (5) 流通・販売の支援強化
- (6) 多様な担い手の育成・確保
- (7) 農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保

取り組み内容

(1) 生産力の向上と高付加価値化による産地の強化

- ア 本県の施設園芸農業のさらなる生産性の向上に向けて、環境制御技術にIoTやAIなどのデジタル技術を組み合わせた「Next次世代型こうち新施設園芸システム」の開発プロジェクトを推進します。また、環境情報等のビッグデータを活用したデータ駆動型農業による営農支援の強化に取り組みます。
- イ 高収量、高品質の実現に向けて、既存型ハウスへの環境制御機器の導入や、規模拡大に意欲のある生産者などに対して次世代型ハウスの整備を支援するとともに、所得目標や品目・作

型に応じた設備の選定等により、整備コストの低減に取り組みます。また、安心・安全で高品質な生産につながるIPM等のさらなる普及により、消費地に選ばれる産地形成に取り組みます。

ウ 肉用牛や養豚については、これまでの生産基盤強化や生産性向上の支援策に加え、中山間地における土地の造成を伴う大規模畜産施設の整備を手厚く支援することにより、産地の競争力と生産基盤の強化を図ります。また、土佐あかうしの特長を評価する独自の格付制度の普及により、さらなるブランド化を推進します。

土佐ジロー、土佐はちきん地鶏については、増羽対策に加え、生産性向上や販路拡大に取り組みます。

エ 土佐茶やユズなど、山間地に適した農作物等の生産振興に取り組みます。

(2) 6次産業化の推進

ア 農業者による生産から加工、流通、販売の一体化や、農業と第2次産業、第3次産業のマッチング等により、地域ビジネスの新たな展開を促す「6次産業化」を推進します。

イ 6次産業化に取り組む農業者の裾野の拡大を目指すとともに、地域内流通から県域流通への販路拡大に取り組む事業者を支援し、所得の向上や地域農業の活性化を図ります。

ウ 集落活動センターが行う農業生産活動や農産物の加工などについて、生産性の向上や販路拡大に取り組みます。

(3) 集落営農等の推進

ア 作業の受委託や農業機械等の共同利用などを行う集落営農組織及び中山間農業複合経営拠点の整備を推進することで、効率的な生産体制の確立や農地の有効利用を図り、地域の活性化につなげていきます。

イ 中山間農業複合経営拠点、集落営農法人等の組織間の連携や地域の中核組織の育成により、地域の農業を面的に支える仕組みの構築に向けて「地域農業戦略」の策定・実行を推進します。

(4) スマート農業の普及推進

産地の維持・拡大に向けて、産地や品目に合わせたスマート農業技術の研究開発を進めるとともに、スマート農業の実証と実装を支援し、普及を推進します。

(5) 流通・販売の支援強化

ア 卸売市場と連携して大消費地及び地方エリアにおいて地域別戦略に基づき、県産園芸品の販売拡大に取り組みます。特に、本県に最も近い大消費地である関西圏については、「関西・高知経済連携強化戦略」に基づき、県産農畜産物の販売拡大に重点的に取り組みます。

イ 直接取引等多様な流通を強化するため、県内全域から農産物が集まる大規模直販所「とさのさと」を活用して、県産農産物の地産外商の拡大に取り組みます。

ウ 輸出拡大に向けて、ユズに次ぐ有望品目の海外需要の拡大を図るとともに、新たなマーケットの開拓と輸出に取り組む産地の強化に取り組みます。

(6) 多様な担い手の育成・確保

ア 認定農業者を中心に、女性や高齢者などを含めた、意欲と能力のある多様な担い手を育成・確保します。

- イ 産地が求める人材を明らかにした「産地提案書」の活用や後継者が未定の農家への積極的な親元就農支援等により、担い手確保対策を推進します。
- ウ 新規就農に必要な農地や施設などの情報提供や技術研修を実施することなどにより、新規就農者の育成・確保に努めます。また、就農後のフォローアップなどの支援活動の充実を図ります。
- エ JA無料職業紹介所と連携した労働力の確保や広域での農業労働力の確保・循環の仕組みづくりに取り組むとともに、農業と福祉の相互理解の促進と推進体制の整備、就労定着支援により、農福連携を推進します。また、農業分野における外国人材の受け入れを促進します。
- オ 家族経営体の持続的な発展や法人化の推進などにより、強い経営体を育成します。

(7) 農業全体を下支えする基盤整備の推進と農地の確保

- ア 地域ニーズの把握と、ほ場整備の実施に向けた地域の合意形成を支援するとともに、国庫補助事業を活用し、地形条件や地域のニーズに応じたほ場整備を実施します。加えて、担い手のニーズに合わせた施設園芸用農地を迅速に確保するための整備事業を推進します。
- イ 農地中間管理機構の活用や人・農地プランの実質化を通じた流動可能な農地情報の整理等により、担い手への農地の集積、集約化を加速化するとともに、農地中間管理機構の新規就農者用農地の先行借り受けを推進します。
- ウ 日本型直接支払制度の推進により、農業・農村が有する多面的機能の維持を図ります。

<林業の振興>

林業振興の方針

将来の住宅着工戸数の減少が見込まれるなど、林業・木材産業界は厳しい経営環境にあります。国際的な木材需給の状況や、2050年カーボンニュートラルの実現などに対する森林への関心の高まりなどを好機と捉え、過疎地域の豊富な森林資源を余すことなく活用し、過疎地域における所得の向上や雇用の創出に取り組みます。

◆具体的な取り組み

- (1) 原木生産の拡大
- (2) 木材産業のイノベーション
- (3) 木材利用の拡大
- (4) 担い手の育成・確保
- (5) 森のものの活用
- (6) 健全な森づくり

取り組みの内容

(1) 原木生産の拡大

- ア 高性能林業機械の導入や作業システムの改善等を支援し、労働生産性の向上による事業地の拡大に取り組みます。
- イ 地域ぐるみで再造林推進の取り組みを強化するとともに、苗木の供給体制の整備や多様な樹種による森づくりを推進するなど、再造林率の向上に取り組みます。
- ウ 効率的な伐採計画、路網配置の策定等に利用できる高度な森林資源データの整備・共有化により、施業の集約化を促進します。
- エ 高度な森林情報の整備とその共有化に取り組むとともに、ＩＣＴや先進機器を活用した原木生産の効率化・省力化を図るなど、「スマート林業」を推進します。

(2) 木材産業のイノベーション

- ア 非住宅建築物の木造化等に対応可能な製品を生産できる製材工場の新設を支援するなど、需要に応じた製品供給力の強化・高品質化に取り組みます。
- イ 事業戦略の策定・実践による経営改善の推進等により、製材事業体の生産・経営力の強化を図ります。
- ウ 製品開発などにより、木材・木製品の高付加価値化を進めるとともに、その販路開拓にも取り組みます。
- エ 木材の加工・流通・販売の効率化を推進するため、情報交流拠点の整備や需要にマッチした生産供給体制の確立などによる地産外商体制の強化に取り組みます。
- オ 森林資源を余すことなく活用するため、木質バイオマスのエネルギー利用の拡大に取り組みます。

(3) 木材利用の拡大

- ア 木造建築に精通した建築士等の育成に取り組みます。
- イ 建築物の木造化・木質化の事例や木材の健康面への効用に関する情報提供を行うこと等により、施主の木材利用に関する理解の醸成を促進します。
- ウ 県内外の住宅・非住宅建築をはじめ、あらゆる分野における県産材利用の拡大や海外における販路開拓等について、マーケティング戦略を強化して取り組みます。

(4) 担い手の育成・確保

- ア 就業希望者にあわせたきめ細やかな就業相談体制等により、女性や移住希望者など、多様な担い手育成・確保に取り組みます。
- イ 小規模林業者の安全な生産活動等を促進し、所得の向上を目指します。
- ウ 事業戦略の策定・実践による経営改善の推進等により、林業事業体の経営基盤強化と労働環境の改善を目指します。

(5) 森のものの活用

- ア 炭やシイタケなどの特用林産物の活用など、地域のあらゆる資源を多彩に組み合わせることで付加価値を高め、所得の向上を図ります。
- イ 間伐体験や森の散策など、森林資源を活用し、森林・林業体験や森林セラピーなどエコツーリズムの推進により、都市との交流人口を拡大します。

(6) 健全な森づくり

- ア 人工林の間伐を推進するなど、森林の公益的機能の維持に努めます。
- イ J-クレジットの創出など、森林の適切な管理に向けた取り組みを推進します。

<水産業の振興>

水産業振興の方針

デジタル技術の活用による生産性の向上や、産地の加工体制の構築等を通じた付加価値の創出により、過疎地域の水産業の成長産業化を推進します。こうした取り組みにより、漁業生産額をしっかりと確保し、漁業所得の向上を図ることで担い手を安定的に確保する好循環を生み出し、「若者が住んで稼げる元気な漁村」の実現を目指します。

◆具体的な取り組み

- (1) 漁業生産の構造改革
- (2) 市場対応力のある産地加工体制の構築
- (3) 流通・販売の強化
- (4) 担い手の育成・確保

取り組みの内容

(1) 漁業生産の構造改革

- ア 水産業のデジタル化を進めることで、効率的な生産・流通・販売体制への転換を図り、漁業生産額の維持・増大につなげます。
- イ 黒潮牧場の体制維持と機能強化により漁獲量の安定確保を図ります。
- ウ 事業戦略の策定や実行等を支援し、かつお・まぐろ漁業経営体の経営力の向上を図ります。
- エ 人工種苗生産の推進や養殖業への新規参入の促進により養殖生産の拡大を図ります。
- オ 地元と協働した企業の参入促進や、新たな漁法の導入等により漁場の有効活用を促進します。
- カ アユを活用した漁業、観光、地域振興に関する取り組みを推進するなど、漁村におけるサービス業の創出を図っていきます。
- キ 住民が安心して暮らすことができる漁村の形成を図るため、雨水排水対策や避難場所等の整備を行うとともに、地域の想像力を生かした活力ある漁村づくりに取り組みます。

(2) 市場対応力のある産地加工体制の構築

- ア 加工施設の立地促進や機能強化、衛生管理の高度化を図ります。
- イ 加工原料や製品の保管に必要な冷凍保管ビジネスの強化を行います。

(3) 流通・販売の強化

- ア 「高知家の魚応援の店」のネットワークを活用し、販売拡大を図ります。
- イ 消費地市場と連携し量販店等への販売促進活動を強化します。
- ウ 国内外の見本市等への出展支援や商社等との連携強化により輸出を促進します。
- エ 水産物の安定供給を担う生産・流通拠点漁港等において、産地市場の機能を強化するとともに、漁港施設の長寿命化対策を実施します。

(4) 担い手の育成・確保

- ア (一社) 高知県漁業就業支援センターによる就業相談、短期・長期研修の実施、漁船の取得、就業後のフォローアップ等、総合的な担い手確保対策を支援します。
- イ 新規就業者の経営指導や設備投資への支援、漁労技術の習得支援など経営安定に向けた支援を実施します。

<商工業の振興>

商工業振興の方針

過疎地域の事業者の持続的な発展に向けた事業戦略や経営計画の策定・実行を支援するとともに、深刻化する人手不足の克服に向けて、産業人材の育成・確保、円滑な事業承継、働き方改革等を推進します。また、地域商業の活性化や県内企業のデジタル化に向けた取り組みを支援し、働きやすく活気ある商工業の実現を目指します。

◆具体的な取り組み

- (1) 中小企業・小規模企業の振興
- (2) 絶え間ないものづくりへの挑戦
- (3) 外商の加速化と海外展開の促進
- (4) 商業サービスの活性化
- (5) デジタル技術の活用による生産性の向上と事業構造の変革の促進
- (6) 事業承継・人材確保の推進
- (7) 危機管理体制の充実

取り組みの内容

(1) 中小企業・小規模企業の振興

中小企業・小規模企業の振興についての理念や施策の方向性を県全体で共有し、中小企業・小規模企業の振興を総合的に推進します。

(2) 絶え間ないものづくりへの挑戦

- ア 事業戦略の策定や実行を促進することなどにより、企業の持続的な発展を支援します。
- イ 高付加価値製品や技術の開発、生産性を高めるための設備投資を支援します。
- ウ SDGs や脱炭素を意識した製品や技術の開発などを支援します。
- エ 自然災害に対する知見を生かした防災関連製品の開発を支援します。
- オ 地域の資源や伝統的な技術を活用して製作される本県独自の製品が、後世においても生産され続けるよう支援します。
- カ ものづくり企業及び事務系企業の立地を推進するとともに、きめ細かなアフターフォローにより、安定的な操業環境の確保を図ります。

(3) 外商の加速化と海外展開の促進

- ア 県外見本市への出展やデジタル技術を活用した商談機会の創出などにより、販路拡大を支援します。特に、関西圏でのさらなる外商の拡大を支援します。
- イ 海外戦略の策定支援や商社等とのマッチング等、外商活動などを通じた海外での販路開拓を支援します。
- ウ 海洋深層水のブランド力の向上を図るとともに、地域の観光・物産事業者との連携等による販路開拓などを支援します。

(4) 商業サービスの活性化

- ア 商工会や商工会議所など関係機関との連携による経営計画の策定や実行等により、事業継続や経営改善を支援します。
- イ 商店街等振興計画の策定・実行支援や空き店舗への出店支援等により、商店街等の活性化を図ります。

(5) デジタル技術の活用による生産性の向上と事業構造の変革の促進

- ア I T ・ コンテンツ関連企業の誘致やデジタル人材の育成及び確保の取組により、I T ・ コンテンツ関連産業の集積を推進します。
- イ I o T や A I などのデジタル技術を活用して課題解決を図るとともに、開発された製品やサービスの外商を促進します。
- ウ 関係機関と連携しながら、事業者のデジタル化に向けた取組を総合的に支援します。

(6) 事業承継・人材確保の推進

- ア 関係機関との連携を強化し、継業者など買い手の掘り起こしやマッチング、さらには継業後のフォロー等、一貫した伴走型支援により円滑な事業承継を推進します。
- イ 地域の産業の継続・発展を支えるため、各種セミナーの開催等により、人材の育成と確保を支援します。
- ウ 経営基盤の強化と連動した働き方改革の実現に向け、労働条件や労働環境の整備などを支援します。

(7) 危機管理体制の充実

- ア 市町村と連携し、製造業等の立地の受け皿となる「安全・安心な工業団地」の計画的な開発を進めます。
- イ 自然災害に加え、新型感染症に対するB C P策定を支援します。
- ウ 商店街施設や事業所の耐震化、津波避難ビルの整備を支援します。
- エ 自然災害への備えと連動させた防災関連産業を振興することにより、本県の防災力の向上を図ります。

<観光の振興>

観光振興の方針

令和元年まで7年連続で400万人観光を実現したものの、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、令和2年の入込数は平成15年以降で最低の266万人となりました。落ち込んだ県内観光需要の早期回復と国内外の観光客に評価される観光地域づくりに向けて、「旅行商品をつくる」、「売る」、「もてなす」という一連のサイクルを、過疎地域において一層強化していきます。

◆具体的な取り組み

- (1) 戦略的な観光地域づくり
- (2) 効果的なセールス＆プロモーション
- (3) おもてなしの推進
- (4) 国際観光の推進
- (5) 事業体の強化と観光人材の育成

取り組みの内容

(1) 戦略的な観光地域づくり

- ア 過疎地域の強みを生かした「外貨を稼ぐ」観光地域づくりを一層推進するため、過疎地域にある「自然」「歴史」「食」の観光資源を生かした多様な周遊の仕組みづくりや、滞在型観光地域づくりに取り組みます。
- イ 広域観光を推進する組織の体制及び機能強化、並びに市町村・観光協会・地域DMOとの連携を強化します。
- ウ 関西圏からの誘客を図るため、過疎地域の自然・体験型観光基盤を生かした4つのツーリズム（ワーケーション、Greenツーリズム、スポーツツーリズム、アドベンチャーツーリズム）を推進するなど、観光地の磨き上げと「外貨を稼ぐ」仕組みづくりを行います。

(2) 効果的なセールス＆プロモーション

- ア 全国的な話題化を創出するプロモーションを展開し、インターネット等による効果的な情報提供に努めるとともに、首都圏や関西圏等のマスメディアへのパブリシティ活動を行うなど、マスメディアを有効に活用し、都市部を含め全国からの誘客を図るための情報を継続的に発信します。
- イ 過疎地域の豊かな地域資源を活用した旅行商品化を行い、旅行エージェントに対する営業活動を強化します。
- ウ 過疎地域の豊かな自然環境等を生かし、ロケーション撮影の誘致を推進します。
- エ 入込客が減少する時期に、「南国高知」の強みや魅力を生かし、「食」「歴史」「体験」「自然」「スポーツ」「教育旅行」などを中心としたプロモーションを進め、観光客の誘致に取り組みます。

(3) おもてなしの推進

- ア 車いすを利用されている方、視覚や聴覚に障害がある方、高齢で歩行に自信のない方など、旅行に不安のある方にも高知の旅を楽しんでいただけるよう、バリアフリー観光を推進します。
- イ JR 高知駅前の「こうち旅広場」や各観光案内所で、本県の強みである「自然」「歴史」「食」の観光資源など、過疎地域の観光情報をプッシュ型で情報提供をするなど観光案内所におけるコンシェルジュ機能を強化します。
- ウ 国内外の観光客の周遊促進や満足度を向上させるために、市町村や観光協会、観光関連事業者等が取り組む受入環境整備を支援します。

(4) 国際観光の推進

- ア 海外セールス拠点等を活用した旅行商品を拡充します。
- イ 関西と本県の過疎地域を結ぶ新たな旅行商品を創出します。
- ウ 関西圏や四国他県と連携した周遊商品づくりを推進します。
- エ 重点市場等の方々に向けてデジタルプロモーションを展開します。
- オ 四国ツーリズム創造機構（広域連携DMO）を中心に四国他県と連携したセールス及びプロモーションを展開します。
- カ 大阪観光局等との連携など、大阪・関西万博を見据えた施策を展開します。

(5) 事業体の強化と観光人材の育成

- ア 地域の観光事業者の商品づくりや販売に対する支援を通じて、観光人材の育成を図ります。
- イ 県内観光地において、質の高い観光ガイドを提供し、国内外からの観光客の満足度を向上させるため、過疎地域で活動する観光ガイド団体のガイド技術の向上と連携強化を図ります。

＜分野を超えて連携した取り組み＞

◆地産地消・地産外商

地産地消・地産外商戦略の方針

「素材を生かした加工立県」「県産品を全国・海外へ」を「目指す姿」として掲げ、過疎地域の「地産」の強化、「外商」の強化、成長を支える取り組みを強化します。

◆具体的な取り組み

- (1) 外商の拡大につなげる商品づくりの推進
- (2) 外商活動の全国展開の拡大・強化
- (3) 海外ネットワークを活用した輸出の加速化
- (4) 食品産業を支える産業人材の育成
- (5) 事業者の成長を促す事業戦略・輸出戦略の策定

取り組みの内容

(1) 外商の拡大につなげる商品づくりの推進

- ア 消費者が求める商品づくりを推進するため、専門家や地産外商公社、工業技術センターによる伴走支援を展開します。
- イ 食品分野における地産外商のさらなる拡大に向け、ワンストップ窓口の設置や研修・専門家派遣を通じた県版H A C C P認証の取得を支援します。また、輸出のさらなる拡大に向けF S M A対応を支援するため、研修や個別訪問指導を実施します。
- ウ 新規就業者の掘り起こしと売れる商品づくりを支援するとともに、輸出に対応した加工施設の立地促進、機能強化及び衛生管理の高度化を図ります。

(2) 外商活動の全国展開の拡大・強化

- ア 対面とオンラインを併用した商談機会の創出、デジタル技術を活用した外商展開、地域密着型店舗やネット通販等の販売先の新規開拓など、ウィズコロナ時代に適応した、より効果的・効率的な外商活動を展開します。
また、外商参画事業者の掘り起こし、ブロック別商談・相談会の開催による県産品の発掘、磨き上げ等、地域の関係機関と連携して外商参画事業者を支援します。
- イ 大規模直販所「とさのさと」を活用した県産農産物の地産外商の強化や、「高知家の魚応援の店」とのネットワークを活用した外商活動の一層の強化を図ります。
- ウ 高知家プランディングやまるごと高知の店舗プロモーションを強化し、県産品等の一層の販売促進につなげます。
- エ 関西圏の大手卸売業者等との連携を強化し、大阪市中心部において進められている大規模開発により新たに開業する商業施設や地域密着型の量販店などへの外商拡大に取り組むとともに、県産品の外商拡大に向けた関西圏でのプロモーション活動を強化します。

(3) 海外ネットワークを活用した輸出の加速化

- ア 輸出のさらなる拡大に向け、食品海外ビジネスサポーターの現地ネットワークを活用したプロモーションの強化等により、ユズ、土佐酒、水産物を中心とした販路開拓・販売拡大を図ります。
- イ 他国産ユズとの差別化を図るため、「K O C H I Y U Z U」のブランド化を推進します。また、土佐酒の販売拡大に向け、食品海外ビジネスサポーターの現地ネットワークを活用した土佐酒プロモーションの強化やバイヤー招へいによるマッチング機会の拡大を図ります。
- ウ 地産外商公社と連携し、新たに輸出に取り組む事業者の掘り起こしや国内輸出商社への営業を強化するなど、公社のノウハウを生かした輸出振興を展開していきます。

(4) 食品産業を支える産業人材の育成

- ア 産学民の食品関係者が集う「食のプラットホーム」において、新商品の開発や販路の拡大等に関する学びの機会を提供することで、食品産業を支える人材の育成を図ります。また、「食のプラットホーム」を起点に、商品づくり、生産管理高度化、事業戦略づくりといった事業者の具体的な取り組みにつなげていきます。
- イ 生産性向上に取り組む企業に対して、工業技術センターによる研修などの技術支援を行います。

(5) 事業者の成長を促す事業戦略・輸出戦略の策定

- ア 商工会議所、商工会等とサポートチームを編成し、事業戦略の策定を個別に支援するとともに、作成した戦略に基づく取り組みを伴走型で支援します。
- イ ジェトロ高知と連携し、専門家による事業者個別支援を行い、輸出戦略策定を支援するとともに、作成した戦略に基づく取り組みを伴走型で支援します。

◆起業の促進

起業促進の方針

過疎地域において、起業や新事業展開を目指す方々の事業プランづくりからその実践までをそれぞれのステージごとに切れ目なく後押しするとともに、各分野において、アイデア段階から計画段階、商品開発、販路開拓までを一貫してサポートします。

◆具体的な取り組み

(1) 起業・新事業展開に向けた総合的なサポート

取り組みの内容

(1) 起業・新事業展開に向けた総合的なサポート

- ア 「起業」をサポートする各種プログラムや起業相談等を通じて、起業希望者の事業の立ち上げ・成長をサポートします。
- イ スタートアップ企業の持つシーズを活かし、新事業展開を目指す企業・起業家の育成と新たなビジネスの創出を図ります。
- ウ 産学官民連携センター（ココプラ）の取り組みを通じて産学官民連携のきっかけをつくり、知の創造、産業や地域のイノベーションにつなげていきます。
- エ 企業が持つ新事業開発のアイデアや大学等の研究シーズに基づいた産学官による共同研究の支援や研究成果の事業化に向けた伴走支援を行います。
- オ ビジネスに関する基礎知識から応用・実践力まで、ニーズに合わせて体系的に学べる研修等を実施し、産業人材の育成を図ります。
- カ 移住支援団体等との連携により、移住希望者や県内移住者の起業もサポートしていきます。
- キ 新しいビジネスに触れる機会を提供するとともに、多様なメンバーが参加する交流会を開催するなど、起業を生み出す環境づくりを進めていきます。
- ク 国の「わくわく地方生活実現政策パッケージ」等を活用し、資金面からも事業化を支援します。
- ケ 事業者の皆様のもう一段取り組みを強化したいというニーズに対応するため、地域の資源を生かした地域アクションプラン等の取り組みへのサポートはもとより、ものづくりの分野において、アイデア段階から計画段階、商品開発、販路開拓までの各段階に応じた一貫したサポートを行っていきます。

◆デジタル技術の活用（情報通信産業）

デジタル技術の活用（情報通信産業）の方針

最先端のデジタル技術の活用を通じて、過疎地域における課題解決を図るとともに、地場産業の高度化と S o c i e t y 5. 0 関連の産業群の創出を図ります。

◆具体的な取り組み

- (1) デジタル技術と地場産業の融合によるイノベーションの創出・課題解決の促進
- (2) 産業集積の加速化
- (3) デジタル技術活用による生産性向上の促進

取り組みの内容

(1) デジタル技術と地場産業の融合によるイノベーションの創出・課題解決の促進

- ア あらゆる分野から製品・サービス開発に資する課題を抽出・精査し、オープンイノベーションプラットフォーム（県内外の企業や大学、起業家などが有する技術やアイデアを組み合わせ、新たな製品やサービスの開発等につなげる枠組み）等を活用した取り組みを推進します。
- イ N e x t 次世代型こうち新施設園芸システムの開発と普及のため、環境制御技術に A I や I o Tなどのデジタル技術を融合させる I o P プロジェクトの推進を図ります。また、データ駆動型農業による営農支援を強化します。
- ウ 高度な森林情報の整備とその共有化に取り組むとともに、I C T や先進機器を活用した原木生産の効率化・省力化を図るなど、「スマート林業」を推進します。
- エ 効率的な生産流通体制への転換を促進するため、生産、流通、販売の各段階においてデジタル化を図る「高知マリンイノベーション」を推進します。

(2) 産業集積の加速化

関連産業群の集積を目指して、高知デジタルカレッジの講座の充実を図り、人材の育成や確保を進めるとともに、オープンイノベーションプラットフォームやシェアオフィス整備などの取り組みを通じて、I T ・ コンテンツや関連企業の誘致を積極的に推進します。

(3) デジタル技術活用による生産性向上の促進

県内企業のデジタル化のモデル事例の創出・横展開や、産業振興センターに中小企業のデジタル化を支援する専門部署を設置するなど、県内企業のデジタル技術の活用を促進します。

3 地域における情報化

○地域における情報化の方針

光ファイバや5Gなどのデジタルインフラの整備とともに、デジタル技術を活用した過疎地域の課題解決と地場産業の高度化に取り組みます。

○具体的な取り組み

- (1) デジタルインフラの整備
- (2) デジタル技術を活用した地域の課題解決と地場産業の高度化

取り組みの内容

(1) デジタルインフラの整備

地域に若者が定住し、活力ある地域社会を実現していくためには、デジタル技術を活用した地場産業の高度化や新たな産業の創出、生活インフラの確保、暮らしの質の向上が重要です。特に、過疎地域においてこそデジタル技術は必要かつ有効であり、その基盤となる光ファイバや5Gなどのデジタルインフラの整備が不可欠です。このため、市町村や関連事業者等と連携しながら、国の補助事業等も積極的に活用してデジタルインフラの整備を進めます。

(2) デジタル技術を活用した地域の課題解決と地場産業の高度化

- ア 豊かな自然や文化等を生した地域独自の魅力や個性ある取り組み等について積極的な情報発信を行い、都市部との交流を促進するなど、デジタル化による地域の活性化を図ります。
- イ テレワークやウェブ会議、ICTを活用した特産品の販売など、本県が抱える地理的なハンディキャップを克服した就業や起業につながる取り組みを進め、雇用の創出と地場産業の活性化を図ります。
- ウ 行政手続のオンライン化やA I - F A Q（よくある質問と回答）の導入・充実をはじめ、県民サービスの向上を図るとともに、行政事務の抜本的な効率化に取り組みます。
- エ 多くの県民がオンライン化のメリットを享受できるよう、オンライン申請の利便性の周知・普及を図るため、高齢者等を対象とした利用方法の説明会やスマート教室の開催などのデジタルデバイド対策について、国や市町村、民間企業の取り組みとの連携を深めていきます。また、デジタル技術に不慣れな方のため、書面による手続きも継続することで県民サービスの向上につなげていきます。
- オ デジタル技術の活用による課題解決や産業振興を図るために、課題の最前線で取り組んでいる市町村のデジタル化が不可欠であるため、市町村のデジタル化の取り組みを支援していきます。

力 行政が保有するデータを民間企業等による新たなサービスの提供につなげていくため、ニーズの把握とデータの積極的な公開を行うとともに、市町村におけるデータ公開に取り組みます。

キ その他、情報通信技術を活用しながら、地域の活性化や住民サービスの維持、向上につながる取り組みを進めます。

4 交通施設の整備、交通手段の確保

○交通施設の整備、交通手段の確保の方針

地域間交通の利便性を高めるための道路や交通施設等の整備を推進するとともに、過疎地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークを構築します。

○具体的な取り組み

- (1) 国道、県道及び市町村道の整備等
- (2) 農道、林道の整備
- (3) 公共交通の維持・確保

取り組みの内容

(1) 国道、県道及び市町村道の整備等

- ア 国道及び県道は、地域間交流の促進と地域生活の快適性や安全性の向上を目指して、次の方針を基本として整備に取り組みます。
- ・四国8の字ネットワークなどの広域道路ネットワークとなる高規格道路やIC（インターチェンジ）にアクセスする道路の早期整備
 - ・南海トラフ地震や豪雨に備え緊急輸送道路等にある橋梁の耐震化や斜面崩壊で通行止めの発生を防ぐための防災対策の推進
 - ・過疎地域の多くの国道と県道は中山間地域にあることから、地域の暮らしにおける安全・安心を確保するため、1.5車線的道路整備等の地域の実情に応じた道路整備を推進
 - ・「道路橋の長寿命化修繕計画」に基づく、効率的・効果的な道路橋の維持管理
 - ・通学路交通安全プログラムに基づく道路整備の推進
- イ 市町村道は、日常生活や地域活性化に必要な路線の整備や老朽化対策を促進します。また、通学路交通安全プログラムに基づく道路整備を促進します。

(2) 農道、林道の整備

- ア 農業生産の効率化、農産物流通の合理化及び農村の生活環境改善を目的として、他の道路整備事業などと連携を図りながら計画的に整備します。
- イ 森林の適正な管理、効率的な森林施業、就労環境の改善を図るため、計画的に林道の整備を行います。
- ウ 生活道としても利用される林道については早期供用を目指し重点的な整備を行います。

(3) 公共交通の維持・確保

- ア 過疎地域における生活や産業等を支える交通手段を確保するため、鉄道・軌道、路線バス及び離島航路等の地域間の公共交通の維持・確保を図ります。
- イ 地域内の移動手段を確保するため、市町村バスやデマンドタクシーなど、市町村や地域が

実施する地域内交通の取り組みを支援します。

ウ 地域公共交通会議等における議論などを通じて、公共交通の利便性を高め、地域の実情に応じた持続可能な公共交通ネットワークの実現を目指します。

5 生活環境の整備

○生活環境整備の方針

県内の過疎地域では、都市部と比べて水道施設等の普及や消防防災体制、居住環境の整備等が十分ではない地域があります。加えて、特に南海トラフ地震発生時や風水害の際には、地域の孤立をはじめ、甚大な被害を受けるおそれがあることから、住民が安全・安心かつ快適に暮らせるよう、ソフト・ハード両面において、地域の特性に配慮し、計画的な生活環境の整備を進めます。

○具体的な取り組み

- (1) 簡易水道、小規模飲料水供給施設、汚水処理施設等の整備
- (2) 消防防災の整備
- (3) 森林などの公益的機能を維持するための保全活動
- (4) 安全・安心な居住環境の確保
- (5) 将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくり

取り組みの内容

(1) 簡易水道、小規模飲料水供給施設、汚水処理施設等の整備

- ア 過疎地域における水源の確保及び水資源の有効利用の観点から、簡易水道の整備を計画的に進め、水道普及率の向上を図ります。
- イ 老朽化等により、機能が低下した簡易水道施設等の更新や改良による整備を促進します。
- ウ 過疎地域の給水人口が少ない集落等における飲料水等の生活用水を確保するため、簡易水道等の要件を満たさない小規模な飲料水供給施設及び関連施設等の整備を推進します。
- エ 汚水処理については「高知県全県域生活排水処理構想」に基づき効率的・計画的に集合処理（公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設等）や個別処理（浄化槽）を実施し、公共用水域の水質保全、生活環境改善を図ります。
- オ 長寿命化計画やストックマネジメント計画に基づき、汚泥処理施設の効率的・効果的な維持管理を促進します。
- カ 南海トラフ地震や豪雨に備え、汚泥処理施設の耐震化や耐津波化、耐水化を促進します。
- キ 公共下水道等の導入が難しい地域においては、浄化槽の普及を推進します。

(2) 消防防災の整備

- ア 消防施設設備の近代化を推進し、過疎地域の実情に応じた消防力の充実を図ります。
- イ 消防防災ヘリコプターの活用を図ることにより、迅速かつ的確な消防・防災活動を推進します。
- ウ 南海トラフ地震等による被害の最小化を図るため、「南海トラフ地震対策行動計画」に基

- づき、孤立地域へのヘリコプター場外離着陸場の整備など、様々な対策を促進します。
- エ 消防団の充実強化や自主防災組織の設立、活性化を図るとともに、地域が主体となった防災訓練の実施や消防学校での教育訓練による団員等の資質の向上を図るなど、地域の災害対応力の向上を図ります。
- オ 各市町村における、避難支援の関係者と福祉の関係者が一体となった避難行動要支援者の個別避難計画の作成等を支援します。
- カ 災害時の避難所での避難生活に支障のある方を対象とした福祉避難所の指定促進・機能強化を図る市町村の取り組みを支援します。
- キ 安全・安心な暮らしの確保を図るため、各地域と市町村とを結ぶ市町村防災行政無線などの防災情報伝達システムの整備を推進します。
- ク 県、市町村及び防災関係機関を結ぶ県防災行政無線システム及び県総合防災情報システムによる的確な防災情報の収集、伝達、共有に努めるとともに、県民への情報提供の充実を図っていきます。

(3) 森林などの公益的機能を維持するための保全活動

- ア 人工林の間伐を推進するなど、森林の公益的機能の維持に努めます。【再掲】
- イ 森林の持つ役割などの重要性を情報発信していくことや、県民一人ひとりが森林を守る活動に参加します。また、自ら行動することによって山を守り育て次代へと引き継いでいくための活動を支援します。

(4) 安全・安心な居住環境の確保

- ア 「清潔で美しい高知県をつくる条例」に基づき、美観の保持及び回復に向けて県民が一体となった取り組みを進めるとともに、河川や大気など環境監視の継続、県民への情報提供などを通じて、生活環境の保全に努めます。
- イ 土砂災害など自然災害から人命や財産を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、土砂災害に関する情報の伝達や警戒避難に必要な情報の周知など警戒避難体制等のソフト対策を充実させていきます。
- ウ 高潮・高波による越波被害から人命や財産を守る海岸保全施設を整備し、地震に強く津波から安全に避難できる防災機能の充実を図ります。
- エ 台風や集中豪雨などによる洪水被害や高潮被害から人命や財産を守るため、河川改修を推進するとともに、土砂の堆積や草木の繁茂状況を調査しながら、治水上支障のないよう、適切な管理に努めます。
- オ 近年頻発している激甚な水害や気候変動による今後の降雨量の増大などに備え、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進します。
- カ 一般廃棄物処理について広域的な取り組みを進め、減量・再資源化に努めるとともに、高度処理が可能な施設整備を図ります。

(5) 将来にわたり暮らし続けることができる生活環境づくり

- ア 食料や生活用品等の確保を容易にするための店舗整備や移動販売、買い物代行等の仕組みの維持・充実を図ります。

- イ 高齢者や子育て世帯などが安全で安心に生活できるよう、公的住宅の整備や住宅の耐震化、バリアフリー化などを推進します。
- ウ 住んでいて良かったと思うことができる居住環境の整備や移住、定住促進を進めるためには、歴史的な町並みの保存・修景や空き家を活用などに努めます。
- エ 暮らしの中で地球温暖化対策に貢献するため、環境負荷の少ない住宅の普及を促進します。

6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

○子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

「日本一の健康長寿県構想」を中心として、子どもから高齢者、障害者まですべての過疎地域の住民の方々が、住み慣れた地域で、健やかで心豊かに、安心して暮らし続けることのできる地域づくりを推進します。

○具体的な取り組み

- (1) 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進
- (2) 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化
- (3) 子どもたちを守り育てる環境づくり

取り組みの内容

(1) 健康寿命の延伸に向けた意識醸成と行動変容の促進

- ア 県民一人ひとりが健康意識を高め、自らの健康状態を十分に把握し、生活習慣病などの予防に取り組むよう促すため、健康づくりの意義や重要性に関する啓発を積極的に推進します。
- イ 「よさこい健康プラン21」(第4期高知県健康増進計画)の6つの分野(栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、飲酒、喫煙、歯・口腔)ごとに、県民の健康づくりを支援します。
- ウ 高齢者が加齢によって心身ともに虚弱になるフレイルの予防や早期発見につなげるため、あつたかふれあいセンターや住民の通いの場等でのフレイル対策の普及啓発等を推進します。
- エ 死亡原因の1位であるがんを早期に発見し、治療につなげるため、がん検診の受診促進を図ります。
- オ 心疾患や脳血管疾患等の血管病リスクに早期に気づき、予防するため、特定健康診査の受診を促進します。

(2) 地域で支え合う医療・介護・福祉サービス提供体制の確立とネットワークの強化

- ア 在宅での生活を希望される介護が必要な方が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、各サービスが切れ目無く一体的に提供される体制の整備と、介護予防や高齢者の住まい確保などといった日常生活を支える仕組みづくりに取り組み、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
- イ あつたかふれあいセンター(小規模で多機能な地域福祉の支援拠点)の整備を進めるとともに、生活支援などの機能の充実に取り組みます。
- ウ テレビ電話等によるあつたかふれあいセンター等での健康相談や、「高知家@ライン」による多職種連携等のＩＣＴを活用した服薬支援体制を整備します。
- エ 高齢化の進行に伴い、認知症高齢者の数は今後ますます増加していくことが予想されてい

ことから、認知症の発症を遅らせ、認知症があっても同じ社会の一員として、自らの意志に基づいた生活を送ることができる社会を実現するため、「高知県認知症施策推進計画」に基づき総合的に施策の実施に取り組みます。

オ 地域共生社会の実現に向けて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

(ア) 市町村における多機関の協働による包括的な支援体制の構築を支援します。

(イ) 生活困窮者やひきこもりの状態にある人など地域で様々な課題を抱える人やその世帯が、社会から孤立することなく、福祉サービスや必要な支援を受けることができる仕組みづくりを進めます。

(ウ) 中山間地域における介護サービスの確保に取り組むとともに、地域の多様なニーズに応じて、地域密着型サービスなどが提供されるよう取り組みます。

(エ) 障害のある人が希望する場所や住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、グループホームや通所サービスの整備など、障害の特性やライフステージに応じたサービス提供体制の確保・充実に取り組みます。

カ 医師の人材確保のため、医師養成奨学貸付金制度により、医学生の修学を支援します。

キ 若手医師のキャリア形成ができるよう、医療機関や大学と連携して支援します。

ク 看護職員確保のため高校生への進学説明会の実施、看護学生等への就職セミナーの開催、看護学生への奨学金貸与、ナースセンター活動への支援などを行います。

ケ 薬剤師確保のため、薬学生を対象とする各大学での就職説明会への参加や合同就職説明会の開催、また高校生を対象とする薬学進学セミナーの開催などを行います。

コ 歯科衛生士確保のため、歯科衛生士養成奨学金制度により修学を支援します。

サ ノーリフティングケアの普及や高知県福祉・介護事業所認証評価制度による、働きやすい職場環境づくりの推進などにより、福祉を支える担い手の確保・育成に取り組みます。

シ 福祉サービスを利用する人が、利用しやすく分かりやすい福祉サービスの仕組みづくりを進めるとともに、高齢者・障害のある人などの尊厳確保のため、権利擁護に取り組みます。

(3) 子どもたちを守り育てる環境づくり

ア 市町村子育て世代包括支援センターを起点とした、妊娠期から子育て期までの切れ目ない総合的な支援である「高知版ネウボラ」を強化し、「子育て家庭のリスクに応じた適切な対応」「子育て家庭の不安の解消」「働きながら子育てできる環境づくり」を進めます。

イ 障害のある子どもとその家族に対して、切れ目のない一貫した効果的な支援が受けられる体制づくりに取り組むとともに、できるだけ早い時期から身近な地域で専門的な支援が受けられる体制整備を図ります。

ウ 児童相談所における児童虐待相談受付件数・対応件数は増加傾向にあることから、児童相談所の相談支援体制の強化や、市町村における児童家庭相談支援体制の強化などを進めます。

エ 少年非行において非行率などの各指標が改善するなか、全国平均と比べ高い再非行率を改善するため、万引きなどの入り口型非行の防止や再非行の防止を推進します。

オ 様々な事情により代替養育が必要な子どもが、できるだけ家庭的な環境で養育されるよう、「高知県社会的養育推進計画」に基づき取り組みを進めます。

カ ひとり親家庭、特に母子家庭は経済的に厳しい状況に置かれていることから、「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」に基づき支援を充実します。

キ 出会いや結婚への支援を希望する独身者への出会いの機会の創出に取り組み、未婚化・晩

婚化対策を推進します。

ク 「出会い・結婚」「妊娠・出産」「子育て」に希望の持てる社会の実現を目指し、県民運動へと広げていくため、少子化対策県民運動の強化を図ります。

7 医療の確保

○医療確保の方針

「日本一の健康長寿県構想」を中心として、過疎地域の誰もが地域で安心して医療を受けられる環境づくりに取り組みます。

○具体的な取り組み

- (1) 地域医療構想の推進
- (2) 救急医療の確保・充実
- (3) へき地医療の確保

取り組みの内容

(1) 地域医療構想の推進

- ア 本県の病床数は全国1位（10万人当たり）であるが、高齢者施設等は全国下位となっており、また一方で、医療機能別の病床数についても、急性期及び慢性期は過剰であるが、回復期は不足していることから、将来の医療需要に応じた適切な医療提供体制の構築を進めています。
- イ 地域医療構想調整会議において、医療・介護関係者、住民等と今後の医療体制や個別医療機関の転換、公立・公的医療機関等の役割などについて協議を行い、地域における医療体制を構築していきます。
- ウ 各医療機関からの病床転換の相談に対して個別に対応するとともに、医療機関が行う病床の機能分化・連携・ダウンサイジング等について、補助事業等を活用し支援します。

(2) 救急医療の確保・充実

- ア 救急医療機関間の連携強化を進めるとともに、救命救急センター、平日夜間小児救急センター、小児輪番制病院等の運営への支援、こうち医療ネット、ドクターヘリの円滑な運営などを通して、救急医療体制の機能維持に努めます。
- イ 救命救急センター（三次救急医療機関）への救急搬送が集中するとともに、搬送患者の約4割が軽症患者であることが課題となっており、継続的な啓発事業や小児救急電話相談（#8000）等の実施により、適正受診の支援に取り組みます。

(3) へき地医療の確保

- ア 自治医科大学でのへき地医師の養成や、大学、市町村、医療機関、関係団体との連携により、医師の確保に努めます。
- イ へき地医療機関への代診制度の維持により、へき地医療機関に勤務する医師の負担軽減を図ります。
- ウ へき地医療拠点病院以外の医療機関からへき地診療所への医師派遣にかかる経費の助成、

離島の患者輸送にかかる経費を助成し、へき地の医療提供体制を支援します。

8 教育の振興

○教育振興の方針

「第2期教育等の振興に関する施策の大綱」等を中心として、「学ぶ意欲にあふれ、心豊かでたくましく夢に向かって羽ばたく子どもたち」、「郷土への愛着と誇りを持ち、高い志を掲げ、日本や高知の未来を切り拓く人材」を、過疎地域で育成するための取り組みを推進します。

○具体的な取り組み

- (1) チーム学校の推進
- (2) 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実
- (3) デジタル社会に向けた教育の推進
- (4) 地域との連携・協働
- (5) 就学前教育の充実
- (6) 生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保
- (7) 不登校への総合的な対応
- (8) 学校における働き方改革の推進

取り組みの内容

(1) チーム学校の推進

- ア 全ての学校において、校長のリーダーシップのもとで教育目標の実現や課題の解決を図るための組織マネジメントが効果的・効率的に推進される組織体制を確立します。
そのうえで、授業力の向上や生徒指導の充実等を目指して教員同士が主体的に学び合い指導力を高め合うとともに、外部の専門家や地域の人材の力も活用しながら、組織的・協働的に取り組みを進める「チーム学校」としての体制をさらに強化します。
- イ 児童生徒に知・徳・体の調和のとれた生きる力を育むために、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、自ら課題を見出し、その解決に向けて主体的・協働的に物事の本質を探究する授業づくりを組織的に推進します。
- ウ 全ての教育活動を通じて、道徳教育やキャリア教育、児童生徒の良さを引き出す生徒指導や一人一人の人権が尊重される学校・学級づくり等の取り組みを「チーム学校」として組織的に推進することにより、児童生徒の規範意識の向上や自尊感情の醸成、社会性の育成等を図り、生徒指導上の諸課題の予防・解決に努めます。

(2) 厳しい環境にある子どもへの支援や子どもの多様性に応じた教育の充実

- ア 学力の未定着、いじめや不登校、虐待や非行などといった困難な状況に直面している子どもたち一人ひとりに応じた支援の充実を図るために、就学前には保護者の子育て力の向上などを重点的に支援するとともに、就学後は学校をプラットホームとして、地域や専門機関等と

の連携・協働体制を県内全域で構築しながら、就学前から高等学校までの切れ目のない支援を推進します。

イ 子どもたちの貧困の世代間連鎖を教育の力で断ち切るための取り組みを推進するなど、社会的自立に向けた支援の一層の充実・強化を図ります。

ウ 発達障害を含めた全ての障害のある幼児、児童、生徒の自立と社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、共生社会の実現を目指し、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことを志向するインクルーシブ教育システムの構築を推進し、通級の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」における学びの質を高めるなど、特別支援教育の一層の充実を図ります。

(3) デジタル社会に向けた教育の推進

ア I C TやA I等の先端技術を有効に活用し、学習機会の地域間格差の解消や、児童、生徒一人ひとりの興味・関心に応じた学びを実現するため、I C Tを活用した双方向型の授業の配信やA Iによる個別最適化学習等の新たな教育手法の開発・普及を図るとともに、その基盤となる学校のI C T環境の整備を推進します。

イ 全ての児童生徒が、新たな時代の基盤となるデジタル技術を理解し、情報活用力や論理的な思考力を身につけることができるよう、プログラミング教育や理数系科目等の教育内容を充実します。

ウ A I等の高度なデジタル技術を活用し、社会において様々な課題の解決や新たな価値の創造などに力を発揮できる人材の育成に向けて、高等学校と大学との連携や教員のI C T活用力の向上を図る取り組みを推進します。

(4) 地域との連携・協働

ア 過疎地域における次世代の特色ある学校づくりや地域の特色を生かした高等学校の魅力化の取り組みなど、行政・学校・地域の連携・協働により、各地域の教育の振興に向けた取り組みを推進します。

イ 将来を担う子どもたちが、志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら生きていく力を身につけていくため、学校・家庭・地域の連携・協働を推進し、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちを支え、見守り、育てる仕組みを構築します。

ウ 保護者が良好な親子関係や子どもへの関わり方について理解を深められるよう、子どもが育つ基盤である家庭の教育力の向上に向けた支援に取り組みます。

(5) 就学前教育の充実

ア 保育所・幼稚園等において、園評価の適切な実施などを通じて、組織マネジメント力の強化や保育者の教育力・保育実践力の向上を図り、県内のどこにいても、質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進めることにより、子どもの「生きる力」の基礎を育みます。

イ 乳幼児期におけるよりよい親子関係の構築を図るため、保育所・幼稚園等において、親の子育て力を高めるための「親育ち支援」が日常的・継続的に行われるよう、園全体で親育ち支援に取り組む体制づくりを進めます。

ウ 子どもとの関わり方や乳幼児期からの望ましい生活習慣の重要性についての保護者の理解を促進するための取り組みを支援します。

(6) 生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保

ア 生涯学習・社会教育の取り組みを「学ぶ」「生かす」「ひろがる」「支える」それぞれの視点から強化し、生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくりを進めます。

イ 私立学校における教育環境の維持・向上、児童生徒の修学上の経済的負担の軽減、経営の健全化を図るための支援を行います。

ウ 大学において、産学官民連携による産業の振興や人材の育成、生涯を通して学び続けることができる社会を実現するための教育、若者を県内にとどめるための取り組みの充実を図ります。

エ 「文化芸術の力で心豊かに暮らせる高知県」の実現に向け、文化施設や芸術祭などを活用した取り組みを進めます。特に、次代を担う子どもたちが文化芸術を通じて成長していく環境を整備するため、学校と連携した文化芸術活動を進めます。

オ 文化財の適切な保存と調査研究を進めることにより、文化財の価値の維持と向上に努め、後世に伝えていきます。また、その活用を図ることにより、県民が文化財についての理解を深めたり、地域の歴史を身近に感じたりする機会の充実を図るとともに、地域の活性化にもつなげていきます。

カ スポーツを「する」、「みる」、「ささえる」といった多様な関わり方に着目し、誰もが身近な地域でスポーツに親しみ、日本を代表するトップアスリートや指導者などをを目指して夢や志を育むことができる環境づくりを行います。そのために必要なスポーツ施設・設備の整備を行うとともに、スポーツの価値や魅力を通じて地域の一体感や活力の醸成を図り、地域の活性化や共生社会の実現、健康づくりなど幅広い分野につなげます。

キ 様々な自然災害や事故、犯罪等から子どもたちの命を守り抜くため、学校等における防災を中心とした安全教育と安全管理の充実を図るとともに、南海トラフ地震等に備えた施設等の整備を進めます。また、老朽化が進行する学校施設等について、安全・安心で快適な教育環境を整備し長く使い続けるための、効率的な維持管理と予防保全的な施設整備を推進します。

(7) 不登校への総合的な対応

ア 不登校の未然防止を図るため、児童生徒が学校が楽しいと実感できるような魅力ある学校づくりを推進するとともに、初期対応のための組織強化や校内支援会のさらなる充実を図り、校内の支援体制を強化します。

イ 不登校児童生徒に対しては、個々の状況に応じた適切な支援が抜かりなく行われるよう、学校と専門機関等との連携・協働体制を構築しながら、重層的な相談支援体制を強化します。

(8) 学校における働き方改革の推進

ア 教員の肉体的、精神的な負担を軽減し、日々の生活の質を向上させるとともに、授業改善や個々の児童生徒に応じた生徒指導等の子どもと向き合う時間を確保し、限られた時間の中で最大の教育効果を発揮することができるよう市町村教育委員会や学校等と連携し、学校における働き方改革の取り組みを推進します。

9 集落の整備

○集落整備の方針

地域で暮らす住民が、引き続き、生まれ育った地域で安心して暮らし続けることができる、住民主体の「持続可能な仕組み」を構築するとともに、こうした仕組みづくりが円滑に進むような生活基盤の整備を一体的に推進し、集落の維持、活性化と地域全体の活力の創出につなげます。

○具体的な取り組み

- (1) 住民主体による地域の拠点づくりの推進
- (2) 小規模集落の活性化につなげる仕組みづくり
- (3) 生活を守るための仕組みづくりの推進
- (4) 地域づくりの担い手となる人材の育成・確保
- (5) 鳥獣被害対策の推進

取り組みの内容

(1) 住民主体による地域の拠点づくりの推進

- ア 集落への愛着や誇りを持ち、今後も住み続けたいとの住民の思いを実現し、地域の維持・再生や活性化を目指して、近隣の集落との連携等により、それぞれの地域が抱える課題や住民のニーズに応じた、総合的な地域づくりの仕組みである「集落活動センター」の取り組みを支援します。
- イ 「集落活動センター」の取り組みにあたっては、住民が主体的に参画し、地域の団体やNPO、民間企業等とも連携しながら、互いに助け合い、支え合うとともに、活性化に向けた取り組みを実践していくための体制の整備や拠点づくり、ネットワークの形成を進めます。
- ウ 地域おこし協力隊などの外部人材の導入や、地域との協働を掲げる大学との連携等により、地域住民とともに新たな視点を持って、集落の活性化や課題解決に向けた実践的な活動を支援します。

(2) 小規模集落の活性化につなげる仕組みづくり

- ア 集落の共同作業や生活用品の確保、高齢者等の見守り活動、地域の自主防災活動などにより、一人一人が集落で安心して生活できる共助の体制を構築するため、地域の拠点となる集落と小規模集落などをつなぐ新たな集落間連携の仕組みづくりを支援します。
- イ 中山間地域の持続的な発展に向けて、地域の活性化や集落の維持・継続に取り組む地域の掘り起こしや活動意欲を喚起するため、伝統的な祭り、文化・芸能の継承のほか、特産品づくりや関係人口の拡大に向けた活動など、地域の住民やグループ等が主体的に取り組む地域づくり活動を支援します。

ウ 地域のニーズに応じて、組織づくりはもとより、農産物や加工品等の生産から流通、販売に至るまで、きめ細やかに支援するため、専門家を派遣するなど、地域の課題解決に向けて人的なサポート体制を構築します。

(3) 生活を守るための仕組みづくりの推進

ア 過疎地域の給水人口が少ない集落等における飲料水等の生活用水を確保するため、簡易水道等の要件を満たさない小規模な飲料水供給施設及び関連施設等の整備を推進します。【再掲】

イ 食料や生活用品等の確保を容易にするための店舗整備や移動販売、買い物代行等の仕組みの維持・充実を図ります。【再掲】

(4) 地域づくりの担い手となる人材の育成の確保

ア 地域づくりの担い手となる次世代のリーダーやマネジメント人材を育成するとともに、それぞれの住民が主体的に参画する体制づくりを進めることにより、地域ぐるみの活動が継続できるよう支援します。

イ 過疎地域が抱える課題に向き合うことの意義や、地域資源を活用したなりわいづくり等の魅力を発信し、地域おこし協力隊などの外部人材を呼び込むとともに、活動中のサポート体制を拡充するなど、地域への定住率を高め、地域活動の担い手確保を支援します。

ウ 県職員を「地域支援企画員」として、地域に配置し、市町村と連携することによって、地域活性化の戦略づくりや地域が主体となる活動を支援します。

(5) 鳥獣被害対策の推進

ア 過疎・高齢化等により単独では被害対策の実施や継続が困難な集落でも、周辺集落との連携により被害対策に取り組めるように、集落での勉強会の開催や合意形成の促進、防護柵の設置等による地域ぐるみでの被害対策を支援し、連携モデルの構築に取り組みます。

イ 近年、被害が深刻なサルに対する総合的な被害対策モデル地域の育成を図ります。

ウ 新たな狩猟者の確保と捕獲技術の向上を図るとともに、捕獲機材や捕獲活動経費などの支援を行い、捕獲頭数の底上げに取り組みます。

エ ジビエ利用など、捕獲個体の有効活用を推進します。

オ これらの対策を県内全域に波及させることにより、鳥獣被害の軽減につなげ、野生鳥獣に強い高知県づくりを推進します。

10 地域文化の振興等

○地域文化振興等の方針

県民一人ひとりに楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらす過疎地域の芸術文化を振興し、暮らしの中に根づかせるとともに、こうした取り組みを観光振興や産業振興、地域の活性化につなげ、地域社会全体の活力を高めます。

○具体的な取り組み

- (1) 過疎地域の文化活動を支える人材育成及び地域文化の情報収集・発信
- (2) 過疎地域の文化の振興等に係る施設の整備等
- (3) 文化施設、文化財等を活用した取り組みの推進

取り組みの内容

(1) 過疎地域の文化活動を支える人材育成及び地域文化の情報収集・発信

- ア 過疎地域に残された貴重な伝統文化や芸能、生活文化等の保存、継承に努めるとともに、新たな地域文化の創造や発展に向けて、地域の特性を生かした文化活動を支える人材の育成を推進します。
- イ それぞれの過疎地域の特色を持った、歴史や風土、自然環境など様々な地域資源に文化の視点から新たな光を当てて価値を高めるとともに、積極的な情報発信などにより、個性ある地域文化の振興を図ります。

(2) 過疎地域の文化の振興等に係る施設の整備等

- 地域の持続的発展に資する個性ある文化活動を推進する環境づくりに向けて、地域の特性を生かした文化施設の整備を図るとともに、既存施設の有効活用や広域的な連携による施設運営に努めます。

(3) 文化施設、文化財等を活用した取り組みの推進

- ア 文化施設等については、デジタル技術等も活用しながら、地理的な制約に関わらず気軽に芸術文化を楽しむことができる環境づくりを進めるとともに、過疎地域の文化の交流・発表の機会の創出を図ります。
- イ 地域活性化や交流の核として、過疎地域に存在している国、県、市町村等の指定文化財に加え、登録・選定文化財の活用を図るとともに、未指定の文化財など、過疎地域の文化遺産の保存活用に努めます。
また、文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総掛かりで継承に取り組んでいくため、市町村の文化財保存活用地域計画の策定を支援します。

11 再生可能エネルギーの利用の推進

○再生可能エネルギーの利用の推進の方針

過疎地域が有する豊富な再生可能エネルギー資源を生かし、地球温暖化対策の進んだ持続可能な社会、カーボンニュートラルの実現を目指します。

○具体的な取り組み

- (1) CO₂の削減に向けた取り組み
- (2) グリーン化関連産業の育成
- (3) SDGsを意識した取り組みの促進

取り組みの内容

(1) CO₂の削減に向けた取り組み

- ア 本県の豊かな自然環境を生かして、太陽光発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入を促進し、地球温暖化対策の進んだ持続可能な社会の実現を目指します。
- イ 本県の豊富な森林資源を生かし、CLTの普及や県産材の利用促進等を通じた建物の木造化及び環境負荷の少ない建築材への置き換えにより都市の脱炭素化を図るとともに、再造林や間伐による森林の適正管理、早生樹等の植林による森林吸収源対策を強化します。また、オフセット・クレジット制度を活用した森林吸収源対策の強化と地域振興を図ります。
- ウ 省エネ機器等の導入や農林水産業のスマート化等により、産業の省エネルギー化、高効率化を促進します。
- エ 普及啓発等を通じた県民のライフスタイルの転換、一般住宅等における高効率設備の導入等により、県民生活の省エネルギー化を促進します。
- オ 充電スポットの整備等による次世代自動車の普及や、公共交通の利用促進、道路照明のLED化等を通じて、移動やまちづくりの脱炭素化を図ります。

(2) グリーン化関連産業の育成

- ア 再生可能エネルギーを活用した、地域新電力の立ち上げを支援します。
- イ 脱炭素やCO₂吸収量の増加や回収につながる製品、サービスを生みだす取り組みを支援します。
- ウ グリーンツーリズムやワーケーション、環境学習をテーマとした観光商品の開発等、自然環境を生かしたサービスを生みだす取り組みを支援します。

(3) SDGsを意識した取り組みの促進

- ア 持続可能な社会の実現に向け、普及啓発やセミナーの開催等により、事業者や県民の意識醸成を図ります。
- イ SDGs宣言の登録制度の運用や相談窓口の設置、宣言事業者の取り組みを紹介する等、SDGsに関する事業者の取り組みを支援します。